

# 仕様書

## 1 借入物品及び数量

(1) 下記機器一式

内訳	台数	参考機種	
		メーカー	型式
郵便料金計器	1台	ピツニーボウズ ジャパン株式会社	SendPro MailCenter 2000

(2) 上記参考機種以外の場合は同等品以上で可とする。その場合は、指定期日までに入札説明書の様式1「同等品認定申請書」に必ずカタログ等物品の仕様のわかるものを添付して提出すること。

## 2 借入期間

令和7年8月1日から令和13年7月31日まで（72か月）

## 3 納入場所及び納入期限

納入場所

〒870-8501

大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県庁舎本館1階 県政情報課文書室

電話番号 097-506-2266

FAX 097-506-1713

納入期限

令和7年7月31日（木）

## 4 物品の仕様

(1) 別紙のとおり

(2) 機能、性能等以外の仕様

借入物品は、新品を納入すること。

## 5 年間使用日数及び使用見込通数

(1) 使用日数

年間約250日

(2) 使用見込通数

年間約13万通（計器月締通数の合計の令和6年度実績による。）

※なお実績に基づく見込であり、実際の使用枚数を担保するものではない。

## 6 賃借期間中における機器の補償及び保守

(1) 納入した機器を常時正常に動作するように保守を行うこと。

## (2) 保守条件

- ア 保守作業に使用する交換部品等が必要となった場合、速やかに入手できる手段、経路を確保しておくこと。
- イ 故障した機器の原型復旧に要する部品・機材・修繕費等及び保守業者が機器の設置場所までの移動に要する往復の交通費、輸送費等は、全て賃借料に含む。

## 7 保守業務の対象外とする事項

次に係る事項については、本仕様書に基づく受託者の保守業務の対象外とする。

- (1) 大分県の故意又は過失により発生した故障
- (2) 天災地変等大分県又は保守業者いずれの責めにも帰することができない事由により発生した故障
- (3) 大分県の都合による機器の移設

## 8 機器搬入

### (1) 設置場所への搬入

設置場所への搬入に関しては、大分県が指定する搬入経路にて実施し、仮設養生等建屋に損傷を与えないように処置を施すこと。

### (2) 設置場所への搬入に係る作業時間

大分県と協議の上、大分県が指定した時間内に作業を終わらせること。

### (3) その他

各機器の搬入後の空き箱等は、速やかに撤去すること。

上記に係る機器の搬入据付、所定の作業、輸送に伴う経費及び動作試験に係る経費は、落札業者の負担とする。

## 9 その他

- (1) 落札業者は、いかなる場合も本契約の履行中に知り得た情報（本仕様書に基づく業務履行中に知り得た情報も含む。）に関して機密保持を行うこと。
- (2) 賃貸借終了後の賃貸借機器については、大分県と協議の上、適正に処理を行うこと。また、機器の撤去・処分に係る費用については、落札業者の負担とする。
- (3) 本仕様書に明記されていない細部の事項については、大分県総務部県政情報課と協議を行い実施すること。

別紙

物品の仕様

### 郵便料金計器に関する仕様

郵便物自動送り機能	有すること。
自動送り可能な封筒・はがき最小寸法	縦89mm×横127mm
自動送り可能な封筒・はがき最大寸法	縦254mm×横356mm
処理速度（通常）	180通/分 以上
処理速度（自動計測・計量時）	110通/分 以上
封筒サイズ・重量・厚みの仕分けができる自動計量・自動サイズ検知機能	有すること。
ラベル自動発行機能	有すること。
電子スケール（最大計量）	有すること。（最大7キログラム）
ネットワーク接続機能 （残額補充、郵便料金改定時）	有すること。
自動印刷機能（後納印・別納印等の印字含む。）	有すること。
通数カウンター機能	有すること。
保守	年1回以上の定期点検に加え、本県の求めに応じて、その都度、来庁の上、保守・修理を行うこと。 また、故障発生時は、原則即日対応とする。 なお、故障した機器の原型復旧に要する部品・機材・修繕費等及び保守業者が機器の設置場所までの移動に要する往復の交通費・輸送費等は、全て契約金額に含む。